

福岡県既存戸建て住宅断熱改修費補助金 Q&A

令和4年7月1日版

よくあるご質問		
No.	質問	回答
A.申請要件について		
1	二世帯住宅は「戸建住宅」として申請してよいですか？	内部で行き来ができる建物に限り、戸建て住宅として申請することができます。
2	買取転売業者なのですが、申請することは可能でしょうか？	買取転売業者は申請できません。
3	現在居住していない住戸は対象になりますか？	現在居住していなくても専用住居で居住予定があれば対象になります。
4	申請する建物の所有者が複数名存在する場合は、どのように申請したらよいですか？	申請する建物の所有者が複数名存在する場合は、原則、所有者全員の同意の上、代表者が申請してください。その場合は、同意書を提出下さい。
5	高効率空調機器、高効率給湯機器の要件である「従来の」とは何を指しますか？	「現状の住宅に設置されている設備機器」を指します。お住いの住宅で既に稼働している設備機器を基準として、設備更新により得られる省 CO2 効果が 30% 以上となることが交付要件となります。
6	高効率空調機器、高効率給湯機器の要件である「30%の省エネ効果」とは何を指しますか？	環境省地球環境局にて公表している「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」の参考データの性能値、または代表的なメーカーの機器・システム(3社以上)のカタログ値(効率の高い値)の平均値と比して、省 CO2 効果が 30% 以上得られる設備となります。 【地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック】(https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html)
7	高効率空調機器、高効率給湯機器における新旧の省エネ効果の算出方法はどのように行ったらよいですか？	「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」に記載の設備導入による二酸化炭素の削減量・削減効果が参考として下さい。なお、ガイドブックに記載している算出方法は一例のため、その他の算出方法を活用いただいても構いません。 【地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック】(https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html)
8	高効率照明機器の補助を受けるためには、電球、ランプの交換だけでも良いですか？	電球・ランプのみの交換は補助対象外です。高効率照明(調光制御機能を有するもの)に取り替えるために必要な交換工事(本体+ランプ+工事費)に対して補助対象としています。
B.申請手続きについて		
9	申請者の資格を教えてください。	個人の所有者、又は、個人の所有予定者のいずれかに該当する方だけ申請いただけます。詳細は「交付申請の手引き」に記載されている申請要件をご確認ください。
10	親の住宅を相続し入居することになりました。入居前にリフォームするのですが、本制度の補助対象事業となりますか？	相続を受ける方が完了実績報告時に当該住宅を所有し、登記事項証明書の写しを提出できる場合は申請可能です。
11	事業要件を教えてください。	主な要件は次の通りです。 (1) 既存住宅の改修において、(公財)北海道環境財団が「補助対象製品一覧」にて公表した高性能建材(ガラス・窓・断熱材)を導入し、一次エネルギー消費量の内、暖冷房エネルギーの削減率15%以上見込まれること。 (2) 部位別の補助対象製品の必要な性能値及び「エネルギー計算結果早見表」の要件を満たすこと。 (3) (2)以外で改修を行う場合、(公財)北海道環境財団に認められた計算式に則り、一次エネルギー消費量の内、暖冷房エネルギーの削減率が15%以上となることが見込まれる計算書を添付し申請すること。
12	事業の流れを教えてください。	必要書類を整えて福岡県建築都市部住宅計画課まで提出してください。 審査終了後に申請者へ「交付決定通知書」をお送りしますので、「交付決定通知書」の到着を確認してから、補助事業に係る一連の契約・工事に取り掛かってください。 その後、補助事業に係る工事の施行及び支払いが完了した時点で速やかに「完了実績報告書」をご提出いただきます。当該報告について所要の審査を行い、問題がないことを住宅計画課が確認したうえで、「補助金額確定通知書」を発行します。
13	窓・ガラスの施工面積は、どのように算出すればよいですか？	窓はカタログ等に記載されている窓(サッシ)の幅(W)と高さ(H)を乗じたもので算出してください。ガラスは実寸にて算出してください。
14	増築を伴う断熱改修工事を考えていますが、申請が可能ですか？	原則として申請は可能です。 既存住宅部も断熱改修を行う計画としてください。この場合、個別計算が必要になります。(Q&AのNo.18を参照してください)
15	交付決定前に「建築確認申請」を実施することは可能ですか？	可能です。ただし、工事着工は交付決定通知日以降に行ってください。
16	交付決定前に解体工事だけでも良いですか？	解体工事は一連の工事となりますので交付決定前には行わないでください。
17	交付決定以降に工事内容を変更しても良いですか？	やむを得ず変更する可能性が生じた場合には、必ず事前にその内容を住宅計画課にご相談ください。
18	戸建住宅で組み合わせ番号「13」を選択する場合、窓の改修が難しい箇所は施工しなくても構いませんか？	内倒し窓など内窓・カバー工法による改修が困難である場合等に限り、G1グレードによるガラスの改修が補助対象になる場合があります。申請される前に必ず住宅計画課へご相談ください。

福岡県既存戸建て住宅断熱改修費補助金 Q&A

令和4年7月1日版

よくあるご質問														
No.	質問	回答												
19	補助単価を用いて算出した補助対象経費と見積書による補助対象経費を比較する場合、見積書の中の補助対象となる費目と補助対象外となる費目はどのようなものですか？	<p>補助対象経費は以下の通りとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助事業の実施に必要な建築材料(高性能建材)の購入経費及び必要な工事に要する経費。 補助事業の実施に必要な高効率空調機器の購入経費及び設置に必要な工事に要する経費。 補助事業の実施に必要な高機能換気設備の購入経費及び設置に必要な工事に要する経費。 補助事業の実施に必要な高効率照明機器の購入経費及び設置に必要な工事に要する経費。 補助事業の実施に必要な高効率給湯機器の購入経費及び設置に必要な工事に要する経費。 <p>【高性能建材(ガラス・窓・断熱材・玄関ドア)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経費区分</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象経費</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (公財)北海道環境財団が公表した補助対象製品の購入費 補助対象製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費 補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材等 補助対象製品の取付・敷設に伴う解体撤去費(場内集積まで) </td> </tr> <tr> <td>補助対象外経費</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費を算出するための実測費等 養生費、清掃費、美装費、搬入費、仮設足場費 給排水、電気等の設備工事費及び設備機器等の購入費用 クロス、外壁サイディング、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸等の窓付属部材 諸経費、設計費、書類等の補助対象製品以外の送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、法定外福利費 </td> </tr> </tbody> </table> <p>【高効率空調機器、高機能換気設備、高効率照明機器、高効率給湯機器】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経費区分</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象経費</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象製品の購入費 補助対象製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費 補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材等 </td> </tr> <tr> <td>補助対象外経費</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費を算出するための実測費等 既存品撤去工事費、廃材運搬・処分費 養生費、清掃費、美装費、運搬・搬入費、試験調整費 </td> </tr> </tbody> </table> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関に対する振込手数料は補助対象経費とはなりません。 消費税及び地方消費税額は補助対象経費とはなりません。 	経費区分	項目	補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> (公財)北海道環境財団が公表した補助対象製品の購入費 補助対象製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費 補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材等 補助対象製品の取付・敷設に伴う解体撤去費(場内集積まで) 	補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費を算出するための実測費等 養生費、清掃費、美装費、搬入費、仮設足場費 給排水、電気等の設備工事費及び設備機器等の購入費用 クロス、外壁サイディング、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸等の窓付属部材 諸経費、設計費、書類等の補助対象製品以外の送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、法定外福利費 	経費区分	項目	補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象製品の購入費 補助対象製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費 補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材等 	補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費を算出するための実測費等 既存品撤去工事費、廃材運搬・処分費 養生費、清掃費、美装費、運搬・搬入費、試験調整費
経費区分	項目													
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> (公財)北海道環境財団が公表した補助対象製品の購入費 補助対象製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費 補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材等 補助対象製品の取付・敷設に伴う解体撤去費(場内集積まで) 													
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費を算出するための実測費等 養生費、清掃費、美装費、搬入費、仮設足場費 給排水、電気等の設備工事費及び設備機器等の購入費用 クロス、外壁サイディング、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸等の窓付属部材 諸経費、設計費、書類等の補助対象製品以外の送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、法定外福利費 													
経費区分	項目													
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象製品の購入費 補助対象製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費 補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材等 													
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費を算出するための実測費等 既存品撤去工事費、廃材運搬・処分費 養生費、清掃費、美装費、運搬・搬入費、試験調整費 													
20	個別計算はどのような場合に必要ですか？	<ul style="list-style-type: none"> 戸建住宅においてエネルギー計算結果早見表の「個別計算」欄に該当する場合 戸建住宅において最低改修率を満たさない場合 戸建住宅において基礎断熱改修を行う場合 増改築または減築を行う場合 開口部を増減させる場合(現状壁を窓に変更するなど) <p>上記いずれかに該当する場合は、住宅全体の一次エネルギー消費量の内、暖冷房エネルギーの削減率が15%以上となることが見込まれることを証明できる個別計算が必要です。その際は、計算書を提出してください。なお、事業要件を満たしている場合でも、個別にエネルギー計算を行い申請することも可能です。</p>												
21	完了実績報告書提出の際に必要な「領収書」が発行できない場合、他の書類でも代用は可能ですか？	<p>領収書が発行できない場合は、支払いの実績が確認できる「振込先(元請業者等)が発行する経理書類」や「金融機関発行の振込証明書」等を提出してください。</p> <p>ただし、以下の情報が明記されている書類であることを確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行日(交付決定通知書の日付以降であること) 発行者 振込者名(補助事業者名であること) 振込先名(金融機関発行の証明書の場合のみ) 領収又は振込金額(補助対象経費が含まれていること) <p>※ネットバンキング等の振り込み明細画面を印刷した物だけでは不可とします。</p>												
22	地域区分は、新旧どちらを使えば良いですか？	<p>2019年11月16日より改正建築物省エネ法が一部施行されたことにより、地域区分の見直しがされていますので、新地域区分を適用し申請してください。</p>												
C.補助対象製品について														
23	製品が登録されているかどうかは、どのように確認をしたらよいですか？	<p>(公財)北海道環境財団の専用ページ(https://ekes.jp)の「補助対象製品一覧」よりご確認ください。</p> <p>※ 補助対象となる製品は、未使用品とします。</p>												
24	勝手口ドアやテラスドアも改修したいのですが補助対象製品はどのように選択したらよいですか？	<p>「補助対象製品一覧」の検索結果で表示される「製品名」に、テラスドア、勝手口ドアの名称があるものを使用してください。なお、採風タイプは「製品名」に明記されていない場合、使用できませんので注意してください。</p>												